

平成24年12月3日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯
2 番	稲 富	雅 和
3 番	勝 屋	弘 貞
4 番	竹 下	勇
5 番	角 田	一 美
6 番	伊 東	茂
7 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学

9 番	徳 村	博 紀
10 番	福 井	正
11 番	水 頭	喜 弘
12 番	橋 爪	敏
13 番	中 西	裕 司
14 番	松 尾	征 子
15 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

16 番	橋 川	宏 彰
------	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部	長	迎		和	泉
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課	長	寺	山	靖	久
市民課	長	田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課	長	大	代	昌	浩
福祉事務所	長	橋	村		勉
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	森	田		博
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年12月3日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
日程第4 議案第58号 財産の取得について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開会

○副議長（松尾勝利君）

おはようございます。副議長の松尾勝利でございます。

平成24年鹿島市議会12月定例会の開会前に、私から一言申し上げさせていただきます。

現橋川宏彰議長は現在、病氣療養中でございます。そこで、本会議の議長の職務を代理させていただきます。皆様よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成24年鹿島市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（松尾勝利君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番福井正君、11番水頭喜弘君、12番橋爪敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日12月3日から25日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日招集の12月定例会に、市長から報告1件、議案22件の提出がありました。議案番号及

び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成24年度7月分、8月分、9月分の出納検査結果に関する報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

報告第11号及び議案第58号から議案第79号までの議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

改めまして、おはようございます。やはり師走に入りますと、寒さも本格化をしまいいりました。体調の維持に御配慮いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日ここに、鹿島市議会平成24年12月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻きます最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

私が市長に就任をいたしましてから3年目を迎えましたこととでございましたけれども、あと一月を残すところとなったわけでございます。少し早いんですけども、ことしを振り返ってみますと、海外や国内の政治において、大きな風が吹いた年でございました。

海外では、アメリカ合衆国の大統領選挙や中国の最高指導部の交代などが行われ、日本の外交が新たな局面への対応を迫られております。特に、中国や韓国との領土をめぐる対立が深刻な事態となりまして、これまで活発に行われてきました経済活動や国際交流などにも影響が出ており、今後に大きな不安を残すことになりました。

さらに、T P Pへの交渉参加問題につきましても、オバマ大統領の再選によって関係国の交渉が本格化することが予想をされております。これまで明確な態度表明を先送りしてまいりました我が国にとりまして、その対応が問われることになるわけでございますが、鹿島の議会でもT P P交渉参加反対に関する決議が行われているということを念頭に置いて、その動きを見守っていく必要があると考えております。

一方、国内では、7月の記録的な豪雨での甚大な被害や玄海原子力発電所の事故を想定した避難訓練など、安全・安心に対する関心が非常に高まっているところでございます。

そのような中で、国政におきましては、予算の財源の裏づけとなっております特例公債法案の成立がおくれるなど政治的な混乱が続いて、ついに野田首相は衆議院を解散して、そして年末総選挙へと事態が大きく動くことになったのは御承知のとおりでございます。

このように先の見えない中でも、それぞれの事情と課題を私たちは多く抱えておるわけでございます。

御承知のとおり、私たちのまちは、再来年には市制60周年を迎えようとしております。これまで鹿島市は、佐賀県南西部の中核都市として歴史・伝統・文化を育んでまいりましたが、全国的にも見られるように、少子高齢化、人口減少という課題に直面し、地域間での競争も激しさを増しているところでございます。このようなときであればこそ、じっくりと大局を見て今後の方向性を見きわめるとともに、自分たちの足元を見回してみるというのも大切なことであると考えております。

若干事例を挙げますと、ことしは第21回花の国づくり共励会花き技術・経営コンクールにおきまして、ユリの栽培を行っておられます七浦の小柳様御夫妻が最高賞の農林水産大臣賞を受賞され、また、自動車部品製造の関係では、油圧プレス機の開発に取り組んでこられた森鉄工株式会社が日本塑性加工学会大賞などを受賞されました。そして、昨年の酒の世界一とあわせて、鹿島市の物づくりが注目を浴びるようになっております。

以前から私は申し上げてまいりましたが、このようなすばらしい資源や足元にある素材をいかに掘り起こし、磨き上げ、まちづくりに生かしていくか、そのような姿勢を市民の皆様と私たち行政がどれだけ共有できるかが今後の課題になってくるものと考えております。次に申し上げます鹿島ニューディール構想なども、その方策として捉えているところでございます。これからも将来にわたり生き生きと暮らすことができ、誇りが持てるような鹿島市を目指し、市民の皆さんとともに歩んでいきたいと、このように思うところでございます。

なお、先週、鹿島の産物、特にミカンを中心としまして、横浜の中央卸売市場を対象としてトップセールスということで行ったわけでございます。その際、いろんな方とお話をしたんですが、特に仲卸の方々を中心に本音の議論を交わすということの中で、我々が日ごろ気づかないことや、ほかの産地の動きなど多くの収穫がございましたので、いろいろな場にとそのことをお伝えできればと考えております。

次に、鹿島ニューディール構想の進捗状況について申し上げます。

6月議会の際に提案をいたしましたこの構想につきましては、区長会の皆さんが熱心に活動していただき、力強く事業を推進するようにとの趣旨で、市民の皆様から多くの御署名を賜りました。本構想を進めるに当たり、力強い皆様方の後押しを受け、必ず実現していこうと決意を新たにしたところでございます。特に、公共施設の市外移転に歯どめをかけ、市内にとどめるようにとの御意見を数多くいただきました。そのようなことから、公的施設の再整備と再配置につきましては、これからスピード感を持って全力で取り組んでいきたいと考えております。

かつて、このまちな中心市街地には、さまざまな公共公益施設が立地しておりましたが、車社会の発展などによりまして、その多くが区域外や市外へと移転しております。加えて、郊外や市外において、十分な駐車場や豊富な品ぞろえを持つ大規模商業施設が立地している

影響によりまして、中心市街地の集客力が衰えて、空き店舗の増加などが目立つ、そういうような市街地の空洞化が大きな問題となっております。

このようなことを踏まえて、公的施設の再整備と再配置を進めるに当たっては、高齢者や障害をお持ちの方、子育て世代、若者など、あらゆる層の方々が快適に暮らせるコンパクトに集約されたまちづくりを進める必要があります。

そのために、鹿島市の施設のうち、中心市街地に立地することが利用者の利便性や市民サービスの向上につながり、機能面での充実が図られることになって、さらには市街地のにぎわい創出ということにつながるが見込まれます施設や機関の移転、整備を図っていききたいと考えております。

具体的には、中心市街地にあります商業施設の空きスペースを活用して、鹿島市の公共的な施設として、コミュニティー施設や子育て支援の施設、高齢者福祉施設などを中心に配置した公的施設フロアや医療・保健・福祉連携フロアなど、これまでの商業施設としてだけでなく、市民の皆様が公的なサービスを受けることができ、また、交流ができる市民交流プラザとしてリニューアルすることを目指しております。

解決すべきさまざまな課題はございますが、関係者の皆様方との協議や調整も進んでおりまして、皆様にお示しできる段階になれば、そのときに詳しく御説明をしていきたいと考えております。

鹿島ニューディール構想につきましては、地域の拠点都市としての復活を目指し、これからも全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、鹿島ニューディール構想に掲げております雇用促進住宅古枝宿舎の活用について申し上げます。

雇用促進住宅古枝宿舎は、移転就職者の暫定的な住居の確保を目的として、平成2年に1、2号棟が、そして平成6年に3号棟が建設され、鹿島市の住宅供給に大きな役割を果たしてまいりました。しかし、平成33年までに全国の雇用促進住宅の譲渡や廃止を行うと、そういう閣議決定を受けまして、平成20年に雇用・能力開発機構から鹿島市のほうへ打診がございまして、検討の結果、購入するということに決定をいたしました。今年度の当初予算にその購入費用を計上しているところであります。

ことしの3月議会の折にも申し上げましたが、鹿島市としては、定住促進施策の一つとしてこれを有効に活用していきたいと、そういう考えでございまして、住宅計画でございまして鹿島市住生活基本計画において、この雇用促進住宅を子育て世代や市外からのUターン者などの定住を促進するための住宅として位置づけ、鹿島市が独自に供給する政策住宅としまして、柔軟に運営をしてまいりたいと考えております。

現在は、機構の住宅を引き継ぎました高齢・障害・求職者雇用支援機構というところのサ

イドと譲渡に向けた手続が進行中でございまして、去る11月20日には仮契約を締結したところでございます。そして、来年の1月には、機構側と市との共同によります現入居者の皆さんへの説明会を行い、3月に新たな入居者の募集を行って、4月から入居をいただくと、そういう予定で作業を進めているところでございます。

詳しくは、提案をいたしております議案の中で御説明をいたしますが、雇用促進住宅の新たな活用は、定住促進施策の中心的な事業の一つとして位置づけておりますので、その役割と効果が十分発揮できるものと期待しているところでございます。

次に、空き家条例の制定について申し上げます。

老朽化して放置をされた空き家が増加いたしますと、倒壊の危険性や放火などの犯罪を誘発するおそれがございます。このことは以前から全国的に問題視されておりましたし、最近、その関心が上がってきているということでございます。特に、人口減少や高齢化に伴い、その数は増加傾向にありまして、倒壊や火災など安全面に対する住民の不安が高まってきております。

そこで、所有者に対して必要な措置の助言や指導、勧告を可能とする条例制定を目指して、5月に県の西部地区の4市4町で協議会を立ち上げました。そして、このことについて協議をしてきたところでございます。

条例の主な内容としましては、市民の皆様から情報の提供がなされた場合に実態調査をした上で、所有者に対して指導、助言などを行い、危険な空き家の除去を目指していくものになっております。

あわせまして、各分野の専門家や民間の代表者で構成されます諮問機関として、鹿島市空き家等適正管理審議会を設置しまして、その中で各物件の取り扱いについて審議していただくことを考えております。市民の皆さんの安全で安心な暮らしの実現を図るためにも、議員の皆様のお理解をお願い申し上げます。

次に、スポーツ合宿の誘致について申し上げます。

昨年度は、陸上競技場や隣接をいたしますクロスカントリーコースなどのすばらしいスポーツ施設を生かして、初めてスポーツ合宿誘致に取り組んだところでございます。

皆様も御承知のとおり、箱根駅伝で有名な明治大学の競走部、大東文化大の男子の陸上競技部、それから、同じ大東文化大の女子の陸上競技部が、ことし2月から3月にかけて鹿島市において合宿を行いました。合宿期間中は、早朝から市内の各所で走り回ります学生の姿をお見かけになった方も多くいらっしゃると思います。また、そのとき高校生との合同の練習や陸上教室など、市内外から多くの方に来ていただくなど、合宿期間中は市内が活気づいていたことを思い起こされます。

合宿後の各校の成績につきましては、大東文化大の男子の陸上競技部は箱根駅伝の予選会において通過をしまして、見事3大会ぶりの本戦の出場を勝ち取り、女子の陸上競技部は全

日本の女子駅伝で6位に入賞し、初めてのシード権を獲得するなど大健闘を見せたところでございます。さらに、明治大学の競走部は全日本大学駅伝で5位に入賞されまして、2年ぶりにシード権を獲得し、今度の来る正月の箱根駅伝に弾みをつけたと聞き及んでおります。

このように、本市で合宿をされた大学がいずれも活躍されることは、とてもうれしいものでございます。来年は、この両校に加えて、国土舘大学、それに九州国際大学、それと早稲田大学の合宿が内定をいたしております。このような形で広がっていけば、さらなる交流人口の拡大、地域活性化に将来的にもつながっていくものと期待をいたしております。

また、鹿島の恵まれた環境を生かし、さらに利用しやすく、その魅力を高めるということを狙いとしまして、蟻尾山公園のクロスカントリーコースのマップや分岐点、距離等の表示などを新たにすることとあわせて、市民球場の周辺に新たにコースを設定し、このクロスカントリーコースを延長したいと考えております。近年は、健康のためにマラソンやウォーキングの愛好者の皆さんも増加をしております、当然ながら市民の皆さんも御利用いただけるということになりますので、市民の健康増進にとりまして役立つことになるものと考えております。

最後に、伊能忠敬来鹿200年記念事業について申し上げます。

昨年11月のプレイベント開催に始まり、ことしは9月から長期にわたり実施をされてきました伊能忠敬来鹿200年記念事業は、この週末の12月8日における祐徳稲荷神社のお火たき神事、そして、12月14日から小・中学生が香取市へ派遣をされるということで、この事業をもって終了することになりました。この間、多くの皆様に御協力をいただいたことについて厚くお礼を申し上げます。

特に、10月を中心とします記念イベントのときには、各地域において熱心に取り組んでいただきまして、充実した催しが行われましたことに対しまして、深く感謝しております。

また、歴史的な御縁が深い千葉県香取市とふるさとの自然、歴史、文化を活かしたまちづくり連携に関する協定を締結できたことは大変うれしく、今後、より一層きずなを強くして、お互いが連携してまちづくりに取り組んでいきたいと強く願っているところでございます。

さて、今回のイベントにつきましては、地域の皆様、いろんな立場から多くの方々に参加をいただきました。特に子供たちにとりましては、伊能忠敬の学習を通じて郷土の歴史を学び、具体的な話を聞くなど、ふるさと学習にもつながったのではないかと考えております。

このようなさまざまな立場の方々がかわることで、いろいろな連携が生まれ、次につながっていく、このような経験こそが実は一番重要で、今度のイベントの大きな成果とも言えるのではないのでしょうか。

来年は、鹿島おどりが50回目を迎え、さらに鹿島が輩出した、知る人ぞ知る偉人でございます碁聖寛蓮、別の名前を橘良利さんといいます、この方が囲碁のルールであります碁式

を制定されまして1100年という節目の年に当たります。

さらに、実質的には我が国で最初になるわけですが、第2回の全国道の駅大会が鹿島市で開催をされまして、全国から多くの関係者が鹿島市を来訪される予定でございます。

このような機会を絶好のチャンスと捉えて、市民の皆様とともにまちづくりに取り組んでいく所存でございますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、12月定例会の開会に当たり、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げました。今後とも、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提案をいたしております案件について、その概要を説明いたします。

議案は、報告1件、専決処分1件、条例の制定が2件、条例の改正が5件、補正予算3件など計23件でございます。

まず、報告第11号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、事故によります損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、議案第59号 専決処分事項（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第3号））の承認について申し上げます。

今般の衆議院の解散に伴い、来る12月16日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されます。11月16日付で専決処分をいたしました一般会計補正予算（第3号）は、予算の総額に15,172千円を追加し、補正後の総額を12,954,725千円といたしております。

続きまして、提案いたしております条例に関する議案についてでございます。

まず、議案第60号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例の制定について申し上げます。

先ほども申し上げましたが、空き家等の適正な管理を促し、危険な状態にある空き家等について、その危険な状態の除去を図り、安全・安心のまちづくりのために制定いたすものでございます。

次に、議案第61号 鹿島市定住促進住宅条例の制定について申し上げます。

取得させていただきます雇用促進住宅古枝宿舎を、平成25年4月から定住促進住宅として位置づけ、その設置及び管理運営について、家賃の額など必要な規定を設けるものでございます。

次に、条例の改正についてでございますが、議案第62号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、平成25年4月からの組織の見直しに伴い、部の所掌事務などについて所要の改正をいたすものでございます。

次に、議案第63号 鹿島市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございますが、条例の中で引用しております法律が改正されたことに伴いまして整備いたすものでございます。

次に、議案第64号 鹿島市防災会議条例及び鹿島市災害対策本部条例の一部を改正する条例について申し上げます。

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部が改正されております。これに伴いまして、防災会議の所掌する事務内容などについて、所要の改正をいたすものでございます。

次に、議案第65号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

円滑な選挙事務を行うため、選挙事務に限って、管理職にあります職員に対して超過勤務手当を支給することについて、所要の改正をいたすものでございます。

次に、議案第66号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、特定の償却資産について、その課税標準の特例割合、いわゆるわがまち特例を定めるものでございます。

続きまして補正予算でございますが、議案第67号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、農業基盤整備や地域防災力向上に関する新規事業の追加を初め、事業確定に伴う経費の増減などについて計上いたしており、予算の総額に170,366千円を追加し、補正後の総額を13,125,091千円といたすものでございます。

歳入につきましては、普通交付税や事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金を増額計上いたしております。

歳出のうち主な新規事業として、農林水産業費では、緊急雇用創出基金の追加、拡充による新しい加工特産品販売促進事業、農業用施設の改修を行う農業体質強化基盤整備促進事業を計上いたしております。また、消防費では、自主防災会組織への助成を行う地域防災力向上促進事業を計上いたしております。

新規事業以外に主なものとしましては、総務費では、市民会館設備の緊急な改修に伴う事業費や、祐徳ロードレース招待選手の招致などを行うまちづくり活動事業費を増額計上いたしております。民生費では保育所運営事業費や生活保護費を、商工費では観光客誘致対策事業費を増額計上いたしております。また、土木費では公園施設整備事業費を、教育費では東部中学校施設整備事業費やスポーツ合宿誘致事業費を増額計上いたしております。

さらには青少年教育のため、平野重徳様及び森鉄工株式会社様から御寄附があり、祐徳自動車株式会社様からも御寄附の申し込みをいただいております。また、スポーツ振興のため、東亜工機株式会社様から御寄附をいただきましたので、それぞれ御寄附の趣旨に沿って有効に活用させていただくことといたしております。

次に、議案第68号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

主なものとしましては、社会資本整備総合交付金の確定に伴う事業計画の変更に伴いまし

て、歳入におきましては国庫支出金を、歳出におきましては建設事業費を、それぞれ減額いたしております。

次に、議案第69号 平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、職員手当の増額などに伴いまして、事業費を増額いたすものでございます。続きまして、条例や補正予算以外に関する議案について申し上げます。

まず、議案第58号 財産の取得について申し上げます。

これは、雇用促進住宅古枝宿舎を取得するに当たって、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案をいたすものでございます。

次に、議案第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、中木庭辺地に係る公共的施設の整備促進を図るため、これまでの計画とは内容を変更し、新たに総合整備計画を定めるものでございます。

次に、議案第71号から議案第77号までの指定管理者の指定に関する議案について申し上げます。

提案いたしておりますいずれの公の施設についても、現在、指定管理者制度を導入いたしておりますが、平成25年4月1日から引き続き指定管理者に管理をお願いしたいので、提案いたすものでございます。

最後に、議案第78号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について及び議案第79号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について申し上げます。

地方自治法の規定により、佐賀県市町総合事務組合から地方公共団体の数の減少と規約の変更に關し、また、佐賀県後期高齢者医療広域連合から規約の変更に係る協議がありましたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明をいたしましたが、詳細につきましては御審議の際、担当の部長または課長から御説明をいたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第4 議案第58号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第58号 財産の取得についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第58号 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書は2ページ、3ページ、議案資料は1ページ、2ページになります。

提案理由でございますが、雇用促進住宅古枝宿舎を定住促進住宅として取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の1ページをごらんください。

これまでの譲渡の協議経過でございますが、国が取り組んでまいりました行政改革の中で、平成10年に中央省庁と改革基本法が成立しまして、平成11年には行政コスト削減に関する取組方針が閣議決定をされております。それに伴い、これまで雇用促進住宅に関する業務を行ってきました雇用促進事業団が解散し、その後、雇用・能力開発機構が設立されております。さらには高齢・障害・求職者雇用支援機構に労務が引き継がれていった中で、雇用促進住宅に関する事業が廃止されることが決定をいたしております。これを受けまして、平成20年9月に、当時の雇用・能力開発機構から当事業の廃止計画が示されております。その後、本市へ譲渡の打診がありまして、検討を重ねた結果、平成23年8月、定住促進住宅として活用するために、この雇用促進住宅古枝宿舎を正式に購入することを決定したところでございます。

これまで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と購入に向けて協議を行ってまいりましたが、去る11月20日に当機構と仮契約を締結いたしております。

議案書の2ページをごらんください。

今回審議をお願いいたしますのは、建物の取得に関する案件でございます。取得する財産は建物でございまして、所在地が鹿島市古枝字定座甲956番地2及び甲956番地17になります。取得する建物の種類と棟数は、共同住宅、鉄筋コンクリートづくり5階建てが3棟で、戸数が120戸、延べ床面積が7,341.88平方メートル。集会所、鉄筋コンクリート平家建て1棟、76.47平方メートル。ポンプ室、同じく鉄筋コンクリート平家建て、2棟で105.25平方メートル。プロパンボンベ室、同じく2棟で24.51平方メートル。機械室、同じく2棟で23.02平方メートル。じんかい集積所、同じく鉄筋コンクリート平家建て1棟、11.75平方メートル。合計で11棟、延べ床面積が7,582.88平方メートルでございます。

取得金額でございますが、65,264,063円でございます。この金額には、消費税及び地方消費税3,107,813円が含まれております。

なお、譲渡価格につきましては、国有財産特別措置法に基づき、当機構では雇用促進住宅の譲渡に関する基本方針を定められております。この方針の中で、譲渡価格は一定の条件のもと、不動産鑑定評価の手法に基づいて算定した額から5割以内を減額した額を譲渡価格とすることができるというふうになっております。この方針に沿って算出された額でございまして、不動産鑑定評価額の5割が譲渡価格となっております。

次に、取得の相手方でございますが、千葉県千葉市美浜区若葉三丁目1番2号、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、理事長小林利治でございます。

今後のスケジュールでございますが、議案資料の1ページ、下のほうに記載をいたしておりますが、当議案を本会議で御承認いただきますと、仮契約から本契約成立となります。当機構が空き部屋の補修等の業者の選定に入りまして、来年1月には入居者説明会を当機構と合同で開催いたします。平成25年1月から空き部屋の補修に着手しまして、3月末に引き渡しの予定となっております。

なお、入居の募集を3月に行い、入居開始日は平成25年4月1日以降を予定いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきましたが、ただいまの説明では住宅の購入だということですが、土地の上に建っているわけですけどね、土地については、この説明資料を見ていると、土地の分もあるようですが、この辺、土地との関係はどうなるんですか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

実は、仮契約の中には土地15,544,751円も含まれております。これにつきましては、議案資料の2ページ、下のほうに条例の抜粋を載せておりますが、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得または処分は、予定価格20,000千円以上の不動産というふうになっておりまして、今回の土地に関しましては15,544,751円でございますので、議会の承認は要らないということで、今回は上程をいたしておりません。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

結局、土地と建物ともに購入をするということで、今回、議会にはその承認を得なかったということですね。そうですね。（「必要ない」と呼ぶ者あり）必要ないということですが、そういう場合はやっぱり上下別にするんですか。含めて、住宅、土地というのを一括してじゃないかなという気がしました。そういうのはやっぱりそうなっているんですか。土地は土地、住宅は住宅でこういうのは契約していくんですかね。私わかりませんので、その辺について。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

当機構との契約は、土地と建物1本で契約をいたしております。（発言する者あり）契約は1本しておりますけれども、議案につきましては、先ほど申しました条例によりますと、予定価格が20,000千円以上についての不動産の取得については議会にお諮りするということになっておりますが、今回の場合は15,000千円強ということでございますので、土地につきましては今回議会の議決は必要ないということになっております。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の説明では、土地と住宅と1本で契約をしたとおっしゃったでしょう。そしたら、それは含めた金額でになるわけですから、ここに一緒にかけられるのが本当じゃなかったのかなと、1本で契約をしたならですよ。今、そんなおっしゃったでしょう。1本で契約をしたと説明があったと思いますが。分けなくちゃいけない理由は何なんですか。買うのはわかりますよ、買うのはね。今、わかりましたけど。今の説明では1本で契約をしたとおっしゃったと思いますが、別々の契約じゃないわけなら、一緒になってしかりじゃないかなという気がします。

○副議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

先ほど御説明をいたしておりますように、11月20日に仮契約が済んでおります。その金額は、売買価格80,808,814円。その内訳といたしまして、土地が15,544,751円、建物が65,264,063円ということでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例につきましてでございますけれども、先ほど課長のほうから御説明していますように、予定価格20,000千円以上の不動産の場合は議会にお諮りをするということになっておるものですから、今回は土地の分については必要ないということで、その規定でございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の説明、わかりますよ。ただ、土地と建物と一緒に買うわけでしょう。それで、契約は一緒になさったわけでしょう。別々に契約したわけじゃないんでしょう、土地と建物と。いや、それは別々なら20,000千円以下だからというのはわかりますが、1本で一緒に契約したということなら、何で別々にせんといかん理由があるのかな、そこが私よくわからないんです。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

扱いからしたら、おっしゃるとおりだと僕は思います。ただ、この契約の仕方が総額80,000千円という約束ではなくて、総額も80,000千円、内訳もきっちり書いてあるわけです。土地が幾ら、それから建物が幾らとね。したがって、多分事務的には、条例で決まっているのは、建物が幾らだったらかねといかんけど、例えば、何平米以下だったらいいですよ、括弧書きでわざわざ抜いているものですから、ある意味で条例を文字どおり運用したということだと思います。

したがって、皆さんがお考えいただくときは、決して隠したわけでも何でもありませんから、総額80,000千円、それぞれが65,000千円と15,000千円と思って考えていただいたほうが私はいいと思います。多分、委員がおっしゃっているようにする場合は、1つ考えられまして、内訳はないけれども、上下一緒で80,000千円というときは1本のほうがいいと思うんですよ。でも、個別にしたときは2つあると思うんです、やり方は。そのかわり今回はきっちり書いて、そして議会にかけていますと。片方だけ買うばかりじゃありませんということで、条例どおり運用したということで御理解をいただければいいと思いますけれども。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

財産を取得するわけで、上下分離方式じゃないんですけど、そういうことならね、明細としては向こうとの契約では土地が幾ら、建物が幾らでいいでしょうけど、やっぱりそういうことなら一括して80,000千円購入したんだということで議会にかけられたって私は、条例がそういう形で分離されているということなら、私はよくわかりませんが、何かあるんじゃないかなという気が私は、どうしてもそういうせんといかん理由がね、と思いました。

じゃあ、もう1つ関連して、土地の分はここにはかかっておりませんが、こういう形で今回、市が活用するということになって、今、少しやっぱりあそこも入居者も減って大変な状況であると思いますが、このことによって、この周辺の状況というのは変わってくるんじゃないかと思いますね。そういう形で十分に利用されるということになりますと、やっぱり今までより少しは活気づくと思いますし、活気づかないとその意味がないわけですね。そういうことになった場合に、周りの土地の関係、土地の価格とかね、そういう関係、形にこのことで影響が出てくるのかなと。結構、まちが何か特別のがあれば、周りの土地の価格が上がるとか、いろんな問題が出てくるわけですが、そういう影響までいくのかなという気がしますが、そういうのはいかがですか、お考えになっていますか。

○副議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

近傍類地に与える影響、これは正直言うとうわからないですよ、確定的には。ただ、考えられますのは2つありまして、1つは、今回の価格設定、後ほど条例の審議のときに詳しい数値を申し上げますけれども、市営住宅と民間の家賃といいますか、その相場間とのおおむね中間ぐらいを想定しているわけですね、この家賃が。したがって、民間の土地代とか、そういう住居費の下支えをすとか、引き上げるとかということにはならないんじゃないかと思います。それは1つ言えると思います。

もう1つは、今、少なくともあいております60戸余りの住居に入る方がふえる、あるいはふえてもらわんと、おっしゃるように困るわけですが、入られた方々が地域に納得してといいますか、よかった、いいところに来たねといってずっとおられることもあるかもしれませんが、外に出ていかれると、そういう意味の需要はふえると思いますので、近傍にですね。そのことについての動きは、当座すぐ上がるだろうとかいうことは言えないんじゃないかと思います。ただ、効果としては、もともと私たちのまちの土地代なり住宅費は近傍のまちに比べて高いという、一般論としてお話を聞いていますので、それを冷やすといいますか、むしろ、そっちのほうへのモーメントの力が働くと思いますので、上昇するというよりも、下がるということの可能性としてはあると思いますけれども、これはもう断定的に状況はわかりませんので、言えないですけど、当面はとにかく人間がふえていただくということが狙いですので、それを頭に置きながら条例のことについても設計をしてございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

同じ条件の住宅地として変わっていくわけですから、いろいろ急変はないと思いますが、そこでやっぱりまた入居者が満杯をして動きが出てくるとなると、周辺のあれも変わってくるとは思います。そういう面では土地の固定資産税の関係とかね、周辺のいろいろ出てくる可能性もあると思いますが、よい方向に進んでくれることを願って、質問を終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

質問いたします。この購入については、私は賛成の立場で御質問を申し上げたいと思います。

今、促進住宅ができたために、古枝の小学校の校区について、子供たちがおられまして、

何とか学校として成り立っていたのではないかなということについて、進出していただいた事業団については感謝を申し上げているところであります。これは、地元においても非常に協力をしていただいて、土地の提供者含めてですね、そういうことがあったろうというふうに思っております。そういうことが流れとしてありますので、購入についてはぜひその引き継ぎしていただかないと、また小学校のほうで定数不足になったりなんかして非常におかしくなりますので、それはぜひ続けていただきたいというふうに思っております。

購入に際して1つ聞きたいのは、条件といいますかね、どういう条件があって、何もなくてというのがどうなのかということですね。1つは、例えば、家主さんがかわるときには必ず部屋のリフォームをきちっとするとか、あるいはこれだけの大規模な設備ですから、僕はやっぱり水回りの問題が非常に大きい問題として残ってくると思うんですよ。水道、排水、あるいはどうなんですか、あれは。し尿の処理は一緒、集中管理ですかね。そういうこともあると思うんですよ。その設備関係も含めて、どういう、十分な点検がされた形なのかですね。ありのまま買いましたと、でも安く買いましたよ。でも、安く買いましたが、修理工費はうちが負担するんですよとなったら、80,000千円プラス幾らかになっていくということなので、事前に聞いたときには、きれいにしてから、修復をしてから、そして市のほうにお渡ししたいということだったんですが、その協議はどのようにになりましたでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

修繕に関する御質問でございますが、現在の空き室が65戸前後ございます。これにつきましては、まず、畳は全て表がえするという事。それから、ふすま、こういうものを全て張りかえることになっております。また、水回り、トイレ、浴室、こういうところにつきましても全て塗装をするということになっております。ほかに電気関係とか、ガス関係、給排水関係もございますが、これは全て確認をいたしまして、動作不良の場合は修繕を行うというふうになっております。ただ、外壁の塗装とか、要するに不動産鑑定評価額が増加するような工事はやらないということになっておりまして、原則、故障しているものにつきましては修繕を行ってから引き渡すというふうになっているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

購入はした、修繕費がどちらが負担するかというのがどれくらいあるのかちょっと検討つかないんですが、今、設備関係の問題で何かあったらということなんですけれども、本当に今、設備は大丈夫なんですか。どうですか、水回り含めて。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

設備の関係でございますが、これまでの修繕経過を見てみますと、大きな故障とか、大規模な修繕というのはあっておりません。主に風呂釜の取りかえとか、屋上排水の修繕、それから屋上の防水の改修ですね、そういうものが行われておりまして、大規模な修繕工事というのはこれまでは行われておりませんで、まあ大丈夫だというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

僕はやっぱり信頼関係があるから、そんな下手なことは事業団もしないだろうし、と思います。それは信用していいと思うんですね。ただ、購入したわ、いや、いろんなところに何かあってねということでは困るのではないかなという意味で、いわゆる点検ですね、そういうところはやはりきちっとしておいてほしいなと。外から見えるところだけではないよと。内側にあっては、管がさびついたりとか、そういうこともあるかもしれん。そのときにはこちらの、今度購入した側の鹿島市の責任になりますので、80,000千円で買ったと。修繕費がいろいろしてみたら、買った後に欠陥が出てきて20,000千円かかったとかですね、それはちょっと、金額はちょっと何とも言えないんですが、そのようなことにならないように、やはり契約をするときの条件といいますか、附帯条件といいますかね、そういうものはしっかりしておくべきだなというふうに思っております。確かに、今後どのような形で、今回、条例で出てきますから、家賃の問題とか、利用の問題、あるいは政策的な配慮でもって使うんだというようなことも出ておりますのでね、あります。

もう1つ聞きたいのは、社会情勢としてですね、古枝地区はこのようにして残るから、また活性化もそのまま継続できるというように思っております。ただ、民間のそういう賃貸の問題等ありますけれども、そこら付近の市場調査とまではいかないけれども、影響度合いといいますかね、多分この次の条例でもいいのかもしれませんが、購入に当たってそのような調査なりされたかどうかということをお聞きします。

○副議長（松尾勝利君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

定住促進住宅条例ということで、後ほどの議案で御説明をいたしますけれども、当然家賃ということについては大きな項目でございます。この家賃の設定につきましては、やはり市営住宅の家賃、それから民間の現行家賃、こういったものを情報収集いたしまして、問題のない、できるだけ低い家賃というところでの慎重な市場調査、それから、庁内における価格の設定、検討を重ねまして提案をさせていただく予定でございますので、御理解いただきました。

いと思います。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

だから、運用の問題については、この条例でいいですよ。だから、僕は購入のときにそういう作業をしたかねというのを聞いているわけですね。だって、それはもう仕方なかから買いましたというんじゃ意味がないので、まあ、この次でいいですよ。どの程度まで購入した場合にどこまでどうしたということをはっきりさせていただければいいと。要するに、僕はそれでどうのこうのはいいませんけれども、それぐらいはするのが本当だろうと。買った後にいろんなことを、家賃とかそういうので決めるんじゃないくて、その前にやっぱり、何でこれを購入するんだという理由づけをもう少し明確にさせていただければなというふうに思っておりますので、この次の条例案の審議で結構ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

一番最初に、やはり市長の提案理由の説明の中で、「鹿島市が独自に供給する政策住宅としまして、柔軟に運営をしてまいりたいと考えております」というお言葉がございました。今、担当課のほうから説明を受ける中で、さっき松尾議員の答弁に市長が答えられたと思いますが、市営住宅というものが今まであり、そしてまた民間の住宅がある。その間ぐらいの位置につけられるのかというような御答弁だったと思いますが、それではこの古枝宿舎というのは、全く市営住宅とは違う定住促進のための施設と考えるのでしょうか、それとも市営住宅と同じ基準で入居はできると考えていいのでしょうか、それを御答弁をお願いします。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

今回の雇用促進住宅につきましては、公営住宅法によらない独自の住宅というふうな位置づけをしております。入居基準につきましては、公営住宅法による市営住宅、要するに市営住宅の入居基準とオーバーラップする部分もございます。収入基準につきましても、市営住宅の入居基準、収入基準と幾らかオーバーラップする部分もございます。入居基準につきましては、市営住宅よりも少し厳しい条件になっているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

そこのあたりをはっきりしておかないと、新たにここを鹿島市が購入するというのを聞いたアパート等を探していらっしゃる方、そこのあたり、入らるっと思ったとこれ、簡単にやっぱり入られんやっかいと、さまざまところがあるでしょうから、3月に入居者の募集を開始と書いてありますが、そこのあたり市民の方から思っていたような施設じゃないじゃないかとか、いろんな御意見がないように、しっかりと年明けの広報紙等で御説明をいただければと思いますが、そこのあたり今後どのように、1月の新春号の市報あたりで出される予定なのか、どうされていますか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

入居の御案内につきましては、まず、来年の2月の広報紙に入居の御案内を掲載しまして、正式には3月の広報紙で募集をするということで、現在計画をいたしております。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

詳細については、今後の61号の条例の制定のとき、委員会付託にもなるでしょうから、そのあたりでしっかり御審議をしていただきたいと思いますと思っておりますが、やはりこの説明書のところに書いてあるように、平成11年度に行政コスト削減に関する取組方針が閣議決定をなされたということで譲渡ということなんですよね。中西議員からも質問があったように、総額80,000千円程度で、これを安く買えたと考えるのか、それとも、後からとってみれば、市の負の部分となってくるとなるのか、これはやっぱり運用の仕方によって大分違うと思うんですね。

ちょっと話はずれるかもわかりませんが、商店街の空き店舗活用委員会で不動産の方々も入っていただいて協議をしております。年に1回、不動産全ての業者の方に来ていただいて情報交換をする中で、中心商店街とはちょっと違うんだが、一般の今、鹿島市の住宅の家賃というのは非常に高いと。今、不動産屋が一番求めているのは20千円から30千円、ここのあたりの家賃のアパートが結局ないと。もちろん、ないわけじゃないが、古過ぎると。若い方はやっぱりきれいなところには住みたい。しかし、収入には限度がある。そういう中で、やはりなかなかいい物件が見つからないと。その空間をこの施設が埋めることができればなというふうな思いがございます。あと半分、120のうち半分は今あいているわけですね。どういう方が住まれるかわかりませんが、そこのあたりを今後取り入れていただければと思いますが、当局の御答弁があったらお願いをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

この住宅のことを考えるときに、片方では全く、おっしゃったように市営住宅とどういう関係にあるのかねという話ですよね。片方、私もお話をしましたが、鹿島の家賃は高いという、その扱いだと思うんですよ。そうすると、御審議のときにも詳細なお話が出ようかと思いますが、1つは、公営住宅法という法律の制約を受けません。したがって、価格が、端的に言えばですよ、よかごと決めてよかわけですよ、政策的な面からね。したがって、低所得者を対象として、いろいろな制約があるのを外して決めるということになりますね。もう1つは、例えば、外から来る人は家賃を下げるとか、子供1人につき幾ら下げるとか、いろんな、何といいますかね、附帯条件つきの家賃で、組み方がいろいろできるんですよ。そういう制約を自分たちで決められる。したがって、今度のところは、商品というのはちょっと語弊がありますけれども、いろんな銘柄が出てくる可能性があるわけですね。つまり、選択の余地が広がると。そういう意味で入りやすい形にしたいと思って、今、家賃の設計なり、条件をつくるということの作業を行っているということです。

したがって、特徴的なのをいいますと、通常は空き部屋にしておいて、災害があったらすぐ入れますよとか、例えば、そういう使い方もできないわけではないんですよ。ただ、余りずっとあけておくと、今度は家賃収入がありませんので、その辺のことは考えないといけませんけれども、そういうのができるようになると。そういう意味で、大きな意味で政策住宅としての活用ができるんじゃないかという考えで作業をやっていると、そう思っていたきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、市長が御答弁いただいたように、政策住宅として新たなね、今までこういうふうなのってなかったよねというようなのが、私は今回の取得の効果があらわれてくるんじゃないかなと思っております。定住促進プラスの、やはり中西議員もおっしゃったように、子育て支援にもつながっていくだろうと思います。

今、児童数をずっと毎年のを見比べてみますと、やはり住宅がある古枝、浜、それから鹿島と北鹿島等はそんなには落ち込んでいないけど、七浦に関しては急激に児童数が減っているのは教育委員会も御承知のところだと思います。ここのあたりもやはり定住促進を考える中で、もう一度七浦地区ということも考えるべきではないかなと。そこにやはりそういうふうな施設があれば、住宅があればまた、今、もしかしたら七浦は新学年の児童がまた20人いるかいなかぐらいの人数になってくるでしょう。ここ数年、七浦地区に限っては、非常に

落ち込みが目立っているのは事実だと思っておりますので、そのあたりを考えていただければなと思っております。

それともう1点、本当の定住促進になるために、こういうふうな施設があることは重要ですが、今度は空き家バンクと連携をして、本当に鹿島市に家を持っていただく、そういうふうな連携も私は必要かなと思っておりますので、そのあたり今後も考えていただければと思います。答弁があったらお願いをいたします。私の質問はこれで終わります。

○副議長（松尾勝利君）

答弁ありますか。平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

空き家バンク制度につきましては、県内でも5つぐらい取り組みがなされていると思うんですが、実績としましては、鹿島が一番上がっているんじゃないかならうかと思っております。

その中身というものは、やはり今、2カ月に1回空き家バンク制度について、市の担当部署と、それから民間の宅建業の皆様、藤津郡の皆様と会合を重ねております。そのことによって情報を交換し合うということ、いろんな国の施策にかかわるものも行政としてお伝えせないといけないし、民間で持っているノウハウですね、こういったものをやはり今突き合わせができています状況でございますので、今後、古枝宿舎のほうもまずお借りいただいて、それから持ち家志向の方で、できるだけ鹿島のほうに住宅をお持ちいただくと、そういうふうなことで考えもいたしておりますので、とにかく定住につながるようなことで空き家バンク制度の中での協議、これはぜひ活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質問ありますか。4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

私のほうからは、購入後というですかね、今の建物の施設についてお尋ねをいたします。

1つ目はケーブルテレビですが、これは市営住宅も含めてですが、今、建物に団体にケーブルテレビに入っておられるのか、今後、共同でというですかね、共同で入れるように多分なっているんだと思いますけれども、そういう計画があるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

現在、古枝宿舎につきましては、ケーブルテレビの状況を把握しておりません。ただ、ケーブルテレビ会社としても、なるべく統一したシステムを導入して普及を図っていききたいと

いう、そういった意向を持っておられますので、ぜひ積極的にケーブルテレビにつきましては導入を図っていきたいというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

鹿島市としても、ケーブルテレビの加入率が上がっていくというのは、一つの目標でもございます。これは市営住宅については、井手分住宅みたいな集合住宅になっている分については、ケーブルテレビを導入するということにはなっておらんやったですかね。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

市営住宅につきましては、共同方式といいますか、執行分、末光住宅につきましては共同方式ですので、ケーブルテレビにつきましては、私もその辺ちょっと把握をいたしておりますが、一般的にはアンテナ方式ですので、ケーブルテレビに接続することは可能ではないかと思います。

それから、先ほど雇用促進住宅の件がありましたけれども、雇用促進住宅につきましては、これまでインターネットとか、それからケーブルテレビの接続につきましては認められていなかったというのがあります。インターネット等につきましては、全棟、棟単位でそういうふうなBフレッツ対応といいますかね、そういうものはできるようになっております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今後のケーブルテレビの利用といいますかね、市の行政情報をケーブルテレビで流していくということを考えると、ぜひ市の施設については積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですけれども、金のかかることなんですけれども、エレベーターのことです。入居者はもちろんですけれども、あそこに宅配というですかね、持っていかれる品物で、4階、5階までお米だとか、ミカンだとか、そういったものを持っていくのは大変だというようなお話も聞いております。エレベーターをつける計画はございませんか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

現段階ではエレベーターをつけるという計画はございません。国内の雇用促進住宅の取得自治体の状況を調べてみますと、1つだけ事例がございました。同じような5階建てですの
で、これで約1億円。で、外づけというか、廊下を外にというやり方ですね、それで1本と
いうところで1億円という概算、1つのエレベーターですね。1棟の分ですね。1棟分で
1億円という概算の必要額が出ておりますので、やはり各自治体におかれましては、そこに
経費をかけるということについてはどこそちゅうちょをされている。鹿島市におきまし
ても、それは考えていないと。しかしながら、家賃の設定において、5階の各階層ごとの家
賃の差でありますとか、そういったことを考慮し、出発をするということで考えております。

しかし、将来にわたって、この建物の法定耐用年数と申しますか、これは恐らく税の考え
方でいきますと48年ですかね。しかし、公営住宅法でいきますと、標準の管理期間というの
は35年から70年ということで幅がございます。ということは、やはりそのもたせ方、改修、
今後のそういった長寿命化計画ということになりましようけれども、先ほど来出ていますよ
うに水回りの問題とか、外壁とか、いろんなことを今後入れていきながら、やはり現在二十
五、六年たっております。市営住宅より良質でございます。ですから、これらを考え合わせ
て、70年までと考えれば、そこらあたりの収支の見込みあたりも、当然設置はしないとい
うことではなくて、今後の考え方としては考えられることも出てくるかなということは思っ
ております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

1本1億円で3棟あると3億円ということになると、やっぱりなかなかつけてくださいね
というふうにもいかないんだと思います。ただ、先ほどもあっておりましたように、今後お
金がかかることも想定はされます。それはそれとして計画をしていきながら、いい運営を
していただければなというふうに御希望申し上げて、質問を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

これまでいろいろと説明がありました。その中で、今、説明の中では、畳、ふすま、水
回りの塗装、また電気、ガス関係、故障しているものに対しては修繕をするということで、
るる説明がありました。特に大規模な修繕工事は行っていないということでの今説明じゃな
かったかと思います。そこで、いろいろと、あそこに浄化槽がはまっているんじゃないか
と思います。そういう中で、これまでそういう関連の問題点、故障とか、そういうものはな
かったのか、お伺いします。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

当機構からは、大規模な修繕といいますか、故障といいますか、そういうものはあっていないというふうに聞いております。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

浄化槽の本体とか、いろいろそういうものに対しては大分耐用年数ももてるんじゃないかということで理解しています。ただ、そういう関連の中で、そういう細々としたことに対しての、私が言うのはその問題点がなかったのかということで今お聞きしています。今の答弁では、大規模なものに対してはそういうことはなかったということをおっしゃっていますけれども、そういう細々としたことに対して、これから鹿島市が引き受けていく場合にこういうものが出てきた、ああいうものをしなきゃいけないというものが出てくるおそれもありますので、そういう細々としたことに関してもそういうことはなかったのかということをお聞きしていますけど、そういうことは全然なかったと理解してよかでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

浄化槽につきましては、定期点検を年に3回以上ですか、それから汚泥の抜き取りですね、それから、県科学検査協会の年1回の検査、これは決まっておりますので、現在までもそれは決められたとおりの検査を重ねられていると思います。それで、検査によってふぐあいが出ておる場合は、その都度の対応ということは当たり前のことだと思っておりますので、私どもが今後引き継ぎを、取得をして、25年4月からの管理運営ということになりますと、当然そういったきちんとした点検は必要経費として予算計上しながら、きっちりとやっていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

わかります。その点は十分わかっています。ただ、要するに、昔は合併浄化槽と言っていましたけど、今、浄化槽で通じる。通称、名前は浄化槽といいます。浄化槽といたら全てのものを流してくることになります。そういう中での、例えば、小さく言えば僕が言っている管の詰まりとか、そういうものも全てそういうことはなかったかという、苦情もなかつ

たかということ言っているものでございまして、浄化槽自体の本体がどのように大規模なことがなかったというのは言っていないので、そういうことでそういう苦情もあったのかと、そういうことに関して、そういうことがあればということで、小さいことですが、そういうことがまた大きくつながっているということで質問しているわけですので、その点もしなかったらこれで結構ですので、そういうことでお聞きしています。あそこに住まれている中でそういうことがあったならばということで聞いていますので、そういうことでなかったらなかったで結構です。

大規模な浄化槽自体のそういうものは県のほうと、それからまた業者のほうで点検していますので、多分問題点はなかったということはないと思いますし、また、点検をされているので、そういうことはないと確信しています。もしなかったらそれで結構ですので、そういうことで質問を申し上げますので、御理解いただければ結構です。

○副議長（松尾勝利君）

答弁を求めておられますか。（「なかったら結構です。なかったら」と呼ぶ者あり）平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

引き継ぎに当たりましては、ずっと協議を重ね、そこらあたりのふぐあいとか、いろんな問題点はなかったのかどうかということは確認をしながらやっております。その中で、合併浄化槽についての問題ということは上がっておりません。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質問ありませんか。7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

7番松本末治です。7番になりましたので、しとかんばいかんと思ってしまうけれど、伊東議員のほうからせつかく七浦地区のことを案じてもらいましたので、それに関連するような形になりますけれど、この議案で七浦に住宅をつくるつもりありますかと言うても、議案外だということでお断りだろうと思いますので、1つですね、過去に私が経験した例も踏まえて、教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

学校区域制の問題で、やはり伊東議員からありましたように、もし今、七浦の子供たちがおる家庭で、市長の答弁というか、提案の中でありました家族手当つき住宅みたいな感じになってくると、どうしても、そいぎおやじとけんかして、七浦におるよりも、核家族はでけんばってんが、雇用促進住宅に行たてというような、いっとき別居しようというような形になる。そうすると、子供たちは七浦小学生であって、古枝小学校に行かにやいかんというようなことになろうかと思ひます。やはり雇用促進住宅に親はいて、子供は私のうちに引き取って、七浦小学校に私は通わせ、そして、母ヶ浦の面浮立もさせておりますけれど、そうい

う文化の伝統、文化の継承にも支障を来すというようなこともありますので、そういうところで学校区域の問題ですよね、その辺まで雇用促進住宅、今度の住宅は、区域は、七浦の本籍があれば七浦小学校に出してもろうて結構ですよというような、そういうところまで配慮いただけるものか、お尋ねをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

学校の行き先というのは、その現住所で決まりますので、御了承ください。

○副議長（松尾勝利君）

7 番議員松本末治君。

○7 番（松本末治君）

ありがとうございます。予想どおりでありました。予想外ですと、ちょっと番狂いますからですね。そういうことだと思いますけれど、ぜひその辺と一緒に教育問題も踏まえて、あと3年すぎにや、七浦に30戸ぐらい入られる住宅をつくりますということやったら容赦できますけれど、多分できないと思いますから、ぜひ教育長と、まあ、新しい教育長ですから、何でも受け入れてもらえることだろうと思いますから、ぜひ新進気鋭で、ああ、すごいな、今度の教育長はというような形でですね、多分できるんじゃないかなと思うんですけど、その辺しっかり考慮して対応をしていただきたいと思いますけれども、副市長にお尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

義務教育ですね、通学区域については、子供の通学に対する時間とか、安全の問題等で通学区域は、地区は決まっております。それで、例外といたしまして、就学区域の、全くだめということではございませんけど、そういう場合は家庭環境の問題とか、卒業を間近に控えて保護者が仕事の都合上でどうしてもということで、そういった場合は例外的に認めている場合はございます。

松本議員の御質問の七浦に市営住宅をというふうなことは、これまでも全くテーブルにのらなかったことではありません。県との地域振興策の中でもそういう要望、七浦地区の区長会からも要望等はございましたけど、結局、テーブルにのらなかったということで、市営住宅を七浦地区にというのは、今の段階ではちょっと難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

7 番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

重々わかってお願いしているわけですが、コンパクトシティ構想等々もありますから、わからんことではありません。ただ、今、副市長から答弁がありましたように、いろんな事情があるわけですね。ですから、七浦にあって、その子供たち——子供たちというかですね、じい、ばばは七浦におって、学童にも行かんで、学校に行って帰ってきたら、じい、ばばがちゃんと後も見ますよ。そして、親が仕事から帰ったら、古枝の住宅に帰りますよというような、そういう条件、もちろんつかにやいかんことだと思いますけれど、そういうようなことを踏まえて、教育長、教育次長、よろしくお願いして終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明4日から9日までの6日間は休会とし、次の会議は12月10日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分 散会